⑻　落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
⑼　専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある（詳細は、入札説明書による。）。
⑽　低入札価格調査を受けた者との契約については、前払金の割合を請負代金額の10分の２以内とする。
⑾　手続における交渉の有無　無。
⑿　契約書作成の要否　要。
⒀　施工体制の確認のため、ヒアリングを行う。
⒁　技術提案の可否及び評価の有無については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。
⒂　本工事に係る申請書及び技術資料の提出に当たって、技術提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし、技術提案が適正と認められなかった場合においては標準案により入札に参加ができる。また、標準案に基づいて施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載した書面を提出すること（詳細は、入札説明書による。）。
⒃　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴に同じ。
⒄　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記４⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒅　詳細は、入札説明書による。

6　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Kazuhiro Watanabe, Director, North Kanto Defense Bureau
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction and other works for aircraft maintenance shop at JGSDF Camp Kita-Utsunomiya
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : January 8, 2014, 5 : 00 P.M.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : February 25, 2014, 12 : 00 noon
⑹　Contact point for tender documentation : Contract Division, North Kanto Defense Bureau, 2―1 Shintoshin Chuo-ku, Saitama city 330―9721 TEL 048―600―1800 (Ext. 2442 or 2449)

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年10月31日
支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　武田　博史
◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

○第７号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　空自那覇㉕駐機場増設工事
⑶　工事場所　沖縄県那覇市（航空自衛隊那覇基地内）
⑷　工事内容　本工事は、空自那覇基地内における以下の施設の整備に係る工事を行うものである。
【１工区】
ア　造成工事　掘削約19,000㎥、盛土約2,500㎥等
イ　舗装工事　コンクリート舗装約15,000㎡等
ウ　雨水排水工事　強化プラスチック複合管約130m等
エ　取壊し撤去工事　アスファルト舗装約6,000㎡、コンクリート舗装約11,500㎡等
【２工区】
ア　造成工事　掘削約9,000㎥、盛土約2,000㎥等
イ　舗装工事　コンクリート舗装約7,000㎡等
ウ　取壊し撤去工事　アスファルト舗装約2,500㎡、コンクリート舗装約2,500㎡等
【３工区】
ア　造成工事　掘削約10,000㎥、盛土約2,500㎥等
イ　舗装工事　コンクリート舗装約11,000㎡等
ウ　雨水排水工事　強化プラスチック複合管約140m等
エ　取壊し撤去工事　アスファルト舗装約9,500㎡、コンクリート舗装約1,000㎡等
⑸　工期　平成28年３月31日まで。ただし、１工区については平成27年１月31日まで、２工区については平成27年７月31日までとする。
⑹　使用する主要な資機材　舗装コンクリート（曲げ5.0N／㎟）約7,000㎥、舗装コンクリート（曲げ4.5N／㎟）約3,200㎥
⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行対象工事である。
⑻　本工事は、資料提出及び入札を電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成25年10月31日付支出負担行為担当官沖縄防衛局長）に示すところにより、装備施設本部長から空自那覇㉕駐機場増設工事に係る特定建設工事共同企業体として資格認定通知を受けた者又は次に掲げる条件をすべて満たす特定建設工事共同企業体以外の有資格者（以下「単体」という。）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　装備施設本部長からほ装工事に係る一般競争参加資格の級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。
⑶　装備施設本部長が算定したほ装工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は1,000点以上、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、870点以上であること。
⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成10年度以降に、ほ装工事として次に掲げる①の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成10年度以降にほ装工事として次に掲げる②の工事を元請けとして完成・引渡しが完了した施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。
①　航空機を対象としたコンクリート舗装工事（１契約あたり10,000㎡以上）の実績を有すること。
②　コンクリート舗装工事（１契約当たり2,000㎡以上（歩道を除く。））の実績を有すること。
なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下、「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点